

入 札 公 告

自動販売機の設置に係る制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

尾張旭市長 柴 田



1 入札に付する貸付物件

物件番号	所在地	施設名称	設置場所	設置台数	貸付面積	最低貸付価格（月額）	種類	貸付期間
1	東大道町原田 2600 番地 1	尾張旭市役所	東玄関ロータリー（駅寄り）	1	2 m ²	6,000 円	自動販売（飲料、食品等）	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
2	東大道町原田 2600 番地 1	尾張旭市役所	東玄関ロータリー（庁舎寄り）	1	2 m ²	6,000 円		

- ※ 最低貸付価格（月額）未満での入札は無効とする。
- ※ 自動販売機の設置場所は屋外とする。
- ※ 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。
- ※ 機種は、消費電力15アンペア程度以下とする。
- ※ 物件番号1、2の最低貸付価格（月額）には、電気料（月額）を含む。

2 入札参加資格

- （1） 個人の場合は尾張旭市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- （2） 本入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績を有していること。
- （3） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定

に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国税及び市税等の滞納のない者であること。

(6) この公告の日から落札決定までの間、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成23年9月27日付け尾張旭市長・尾張旭市教育委員会教育長・愛知県守山警察署長締結)」に規定する排除措置対象法人等に該当していない者であること。

3 入札の方法

本入札は、入札書を提出した後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の入札である。

4 契約条項を示す場所

場所

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部総務課行政係

5 入札案内書の配布期間及び配布方法

(1) 日時

令和8年2月17日(火)から令和8年3月4日(水)まで

(2) 配布方法

本市ホームページに掲載

6 入札参加申込書の受付期間、提出先及び提出方法

(1) 受付期間

令和8年2月17日(火)から令和8年2月24日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部総務課行政係

(3) 提出方法

持参又は郵送

7 質問書の受付期間、提出先及び提出方法

(1) 受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月20日（金）まで

※ 令和8年2月20日（金）午後5時必着まで

(2) 提出先

Email : soumu@city.owariasahi.lg.jp （尾張旭市役所 総務部総務課行政係）

(3) 提出方法

電子メール

8 入札書の受付期間、提出先及び提出方法

(1) 受付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部総務課行政係

(3) 提出方法

持参又は郵送

9 開札執行の場所、日時

(1) 場所

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室

(2) 日時

令和8年3月5日（木）午前10時から

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 次のいずれかの書面を提出していない者がした入札

ア 入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を含む。）

イ 誓約書

ウ 過去3年以内に自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績のわかる書類

エ 国税及び市税等に未納のないことの証明書

オ 個人にあっては住民票、法人にあっては役員名簿及び法人登記事項証明書

(2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(3) 入札書の金額が最低貸付価格（月額）に達しない入札

- (4) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (5) 入札書の入札金額及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できない入札
- (6) 同一物件の入札に対し同一の名をもって2以上の意思表示をした入札
- (7) 所定の日時までに所定の場所に郵送又は持参しない入札
- (8) 入札に際して談合等による不正行為があつた者のした入札
- (9) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (10) 担当職員の指示に従わなかった者のした入札

11 入札保証金
免除

12 落札者の決定

落札者は、市の最低貸付価格(月額)以上で最高価格の入札をした者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない市の職員がくじを引くものとする。

13 契約保証金
免除

14 契約書作成の要否
要

15 その他

- (1) 入札参加者は、尾張旭市の規則等を厳守すること。
- (2) 市有財産有償貸付契約書(案)を始め、貸付けの詳細については「尾張旭市自動販売機設置事業者募集 入札案内書」を確認のうえ、入札すること。
- (3) この公告に関する問い合わせ先
尾張旭市総務部総務課行政係
電話0561-76-8111(直通)